

変わります チヤイルドシート 購入補助など

チヤイルドシートの普及を目的として導入された制度ですが、当初の目的を概ね達成したため、次のとおり取り扱いを変更します。

◆ 購入費補助の補助率変更

9月1日から補助率が変わります。チヤイルドシート購入費の2分の1（百円未満切捨）かつ10000円が上限です。

※お子様の誕生後に申請してください。

◆ チヤイルドシートおよびベビーシート貸出制度の廃止

ふれあい会館で行っています。貸出は、これらの耐用年数が過ぎ、安全を保証できなくなりましたので、9月以降の貸出を廃止することとしました。現在チヤイルドシートなどを使用して、9月以降に返却期限を迎える方は、期限後速やかにご返却ください。

◆ 問い合わせ先

企画情報課

☎ 0859-54-5202

大山町交通安全対策協議会設立

「これ以上交通事故による犠牲者を出さない」という意識の下に、3月19日に「大山町交通安全対策協議会」が設立されました。

この協議会は、年4回の交通安全運動を推進するほか「交通安全旗」を各家庭や事業所などに普及させ、交通安全の意識の高揚を目指します。

これから、毎月1日と15日の交通安全日や交通安全運動期間中には、町内各所で交通安全旗をはためかせ、安全で安心のまちづくりを推進していきます。

◆ 交通安全管理旗は、役場各窓口で販売しています。

平成22年出水期から 気象警報が変わります!!

気象庁では、5月27日（予定）から気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。

ある場合、これまで米子市を含む「鳥取県」「中・西部」あるいは「米子地区」に対して警報・注意報を発表していました。

が、5月27日（予定）からは「大山町」と明示して発表します。

大雨や洪水などの警報は、テレビやラジオなどで放送されます。この際、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でありわたりやすく伝えるため、これまでどおりの表現で放送される場合があります。

◆ 問い合わせ先

鳥取地方気象台防災業務課

☎ 0857-29-1313

高病原性鳥インフルエンザ 予防対策について

本年度の発生はみられませんが、高病原性鳥インフルエンザへの注意は必要です。養鶏業だけではなく、ペットとして鳥を飼育している方も次の①～③の予防対策を行いましょう。

◆ 住基カードの普及促進を図るため、写真付き住基カードを申請される場合、写真を役場で無料撮影しています。

住基カードの普及促進を図るために、写真付き住基カードを申請される場合、写真を役場で無料撮影しています。

◆ 申請時に必要なもの

運転免許証・パスポートなど官公庁が発行した顔写真付きの書類、又は、顔写真付きの書類が無い場合は、健康保険証など法令に基づき発行された書類をご持参ください。

◆ 交付手数料

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、交付手数料は無料になっています。

◆ 問い合わせ先
役場本庁住民生活課

☎ 0859-53-5210

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

役場中山支所総合窓口課

☎ 0858-58-6114

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕

6月1日～7月15日です
現在発行されている受給者証の有効期間は、平成22年9月30日までとなっています。受給者証の更新を希望される方は、受付期間内に更新手続きをお願いします。（高額療養費の適用区分認定が必要となるたため、昨年までと比べて受付期間が早まっています。）

受付期間内に更新手続きがない場合は、医療費の助成が受けられなくなることがありますので御注意下さい。

◆ 受付場所及び問い合わせ先

て死んだ場合など、不審な点があればご相談ください。

◆ 問い合わせ先
西部総合事務所 福祉保健局

☎ 0859-31-9317

大山町農林水産課

☎ 0858-58-58-6116

西部総合事務所生活環境局

☎ 0859-31-9320

西部家畜保健衛生所

☎ 0859-62-0140

特定疾患医療受給者証 をお持ちの方へ 〔更新手続きのお知らせ〕